



「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」のご案内

社会福祉協議会が実施している総合支援資金の貸付を利用した世帯で、再貸付まで借り終え、特例貸付をこれ以上利用できない世帯等に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という）を支給します。

また、既に自立支援金を受給された世帯であっても、下記の要件を満たす場合は申請により3か月の再支給を受けることができるようになりました。

支給対象世帯

以下のいずれかの世帯

- ・申請月の時点で、総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、または借り終わる世帯
- ・申請日以前に、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたもの、申し込みに至らなかった世帯
- ・令和4年1月以降は、上記を除く緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯、または借り終わる世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■申請者が世帯の生計を主として維持していること

■世帯の収入が①+②の合計額を超えないこと

①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1／12

②生活保護の住宅扶助基準額

■資産が、①の6倍以下（ただし100万円以下）

■今後の生活の自立に向けて、下記の活動を誠実かつ熱心に行うこと

公共職業安定所または古賀市無料職業紹介所に求職の申込をし、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職をめざし、以下の求職活動を行うこと

（イ）月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

（ロ）月2回以上、公共職業安定所または古賀市無料職業紹介所で就職相談等を受ける

（ハ）原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

■就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

支給のための手続き

申請は令和3年7月から令和4年12月末までです

▶ 古賀市役所福祉課福祉相談係への申請が必要です

申請方法は、申請窓口に直接または郵送でご提出ください

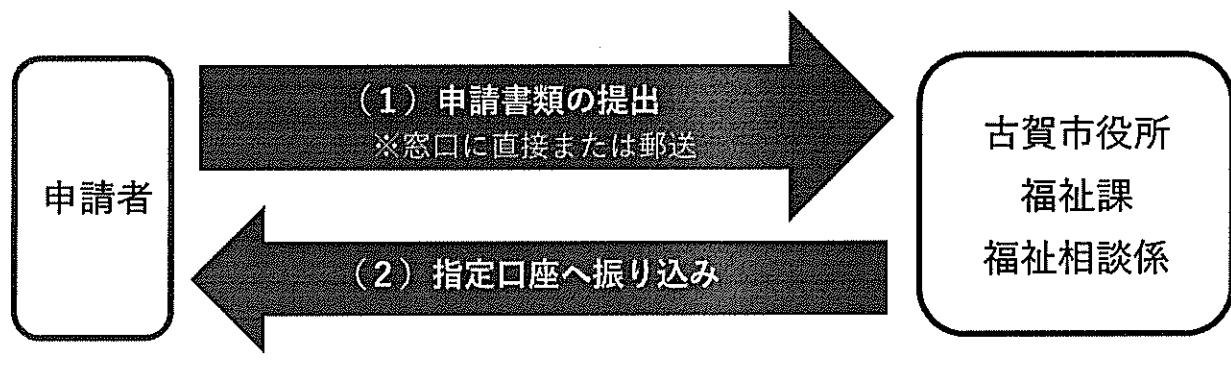
▶ 申請書に必要な書類は、窓口での配布又は市ホームページでご案内いたします

※支援期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます

また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります

▶ 申請書類の受理後、古賀市で審査を行い、審査結果を申請者あてに通知します

※支給が決定された場合は、決定額を指定の口座に振り込みます。



支給額・支給期間

支給額（月額）	
単身世帯	60,000円
2人世帯	80,000円
3人以上世帯	100,000円

支給期間
3か月間

※住居確保給付金との併用が可能です

お問い合わせ先（郵送先）

古賀市役所福祉課福祉相談係

<https://www.city.koga.fukuoka.jp>

〒811-3116

古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

TEL 092-942-1156

受付時間 平日 8:30~17:00